

門真市環境基本条例（素案）

目 次

1. 門真市環境基本条例の解説について	1
◇門真市環境基本条例の概要	1
・なぜ条例を制定するのか	1
・条例の構成・特徴	1
（1）前文の採用	1
（2）条例の性格	1
2. 環境基本条例の解説	2
前文	2
第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 定義	3
第3条 基本理念	4
第4条 市の責務	5
第5条 市民の責務	5
第6条 事業者の責務	6
第2章 基本施策	7
第7条 基本施策	7
第3章 総合的かつ計画的推進	8
第8条 環境基本計画	8
第9条 環境の状況等の公表	9
第10条 市の施策の策定等に当たっての配慮	9
第11条 公共施設の整備等	10
第12条 自発的な活動の促進	10
第13条 環境教育の充実及び環境学習の推進と情報の提供	11
第14条 環境審議会	12
第15条 国、大阪府及び他の地方公共団体との協力等	13
用語集	14
3. 門真市環境基本条例（素案）検討経過	15

1. 門真市環境基本条例の解説について

◇門真市環境基本条例の概要

[なぜ条例を制定するのか]

- 近年、世界中で多くの自然災害が発生し、地球温暖化による気候変動が原因ではないかと言われています。これらの地球規模での問題を回避するためには、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の事業活動や日常生活を見直し、省エネルギー型社会、循環型社会、自然共生型社会を築くために創意工夫して環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくらなければなりません。
- こうした中で、門真市においても環境の保全と創造に関する基本理念や基本方針を明らかにし、「地球環境を保全しつつ、持続的発展が可能な地域社会をつくる」という共通の認識の下に対処していくことが、大変重要となってきています。
このような共通認識の下で、市域の地域特性に応じた取組を総合的、計画的に推進していくための条例を制定するものです。

[条例の構成・特徴]

(1) 前文の採用

前文は、「法令の条項の前に置かれ、その法令の趣旨、目的又は基本的原則を述べた文章」で、その法令の制定の由来や基本原則を特に強調して宣明する必要がある場合に置かれることがあります。

この条例は、門真市の環境に関する基本条例であることから、前文を採用し、条例制定の基本的な考え方や目的、今後あるべき姿などを盛り込みました。

(2) 条例の性格

この条例は、門真市の環境に関する施策等の理念や基本的考え方を包括する位置付けを持つもので、市は、環境に関して統一した目標を持ち、環境保全の理念を行政施策全体に浸透させ、総合的な環境行政に取り組むことが必要であるという認識を宣言する条例です。

従って、具体的事項についての規定は環境基本計画や個別の条例等に委ねることとし、本条例においては施策の方向付けを行うこととなります。

また、今日の環境問題に的確に対処していくためには、市、市民及び事業者の協働の下に多面的な施策を展開していくことが重要です。本条例は、このような考え方を基本に、様々な分野の環境施策等に共通する理念や施策の基本的方向を定めるものです。

2. 環境基本条例の解説

前文

門真市は、先人たちが平坦な低湿地帯を活かし、水路で田舟が行き交う中でれんこん栽培などの農業を發展させ、くすのきの大木で知られる薫蓋樟などの社寺林とともに水と緑の織り成す環境の下で自然と共生した生活を営み、歴史と文化を育んできました。

しかしながら、産業の發展とともに急速な都市化の進行により、産業文化都市へと変貌するとともに農地は減少し、水路利用の変化と相まって、かつての身近で自然と触れ合うことができる環境は様変わりしました。

また、資源やエネルギーの大量消費に支えられたライフスタイルや事業活動は、生活環境に大きな影響を与えると同時に、地球環境へも負荷を生じさせるようになったことから、地球温暖化や生物多様性、ごみ、公害など幅広い環境問題が私たちの生活に密接に関わっていることを認識し、低炭素社会や循環型社会など、持続可能な社会づくりを進めていくことが必要とされています。

かけがえのない地球を守り、人の健康や生態系等に対する「安全・安心」の確保を前提に、健全で恵み豊かな環境を保全し、良好で快適な環境の創造に取り組む、将来に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務です。

私たちは、市、市民及び事業者の協働により、自然と人との触れ合いが保たれ、地球にやさしいまちづくりを進め、より良い環境を次の世代に継承していくことを目指し、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、この条例の制定の必要性和環境の保全と創造に取り組む決意を表明するとともに、持続的発展が可能な社会の実現を目指すことを宣言したものです。

この前文においては、

- ① 門真市のこれまでの歩みを紹介し、人々の暮らしと自然が共生する生活などの地域特性を述べています。
- ② 産業の發展や急速な都市化、資源やエネルギーの大量消費等が様々な環境問題を誘発し、身近な環境を変化させただけでなく、地球環境までも影響を及ぼしていることについての現状を述べています。
- ③ 環境問題について認識し、持続可能な社会づくりの必要性や、良好な環境を将来の世代に継承する責務について述べています。
- ④ 全ての者の責務の遂行と協働により、環境への負荷の少ない社会の実現とこの条例が目指す方向について述べています。

【解説】

市域の自然の特徴を述べるとともに、これまでの市の發展、特に經濟成長に伴う環境の変化や環境問題の発生を踏まえ、これからの市が歩んでいく方向を目的として示しています。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、それらを総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣旨】

「現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保」を目的としています。そのために、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることと、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることを規定しています。

【解説】

本条はこの条例の目的を示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化等の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる大気・土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は環境に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

この条例で用いられる用語のうち、特にその内容について説明をしておいた方がよいと思われる用語について規定しています。

【解説】

「環境への負荷」「地球環境の保全」「公害」について環境基本法の考え方を踏まえ、これら用語について定義しています。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、全ての市民の安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、資源循環型の社会を構築し、大気、水、土壌その他の環境を良好に保ち、持続可能な社会を実現することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるまちの実現を目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全是市、市民及び事業者が自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、自主的かつ積極的に行われなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の生活基盤である市域の環境の保全と創造及び人の生存基盤である地球環境の保全に関して、前文及び目的を踏まえ、今後の環境行政を推進する際に前提となる基本的認識、施策と行動の基本原則、目標を明らかにした4つの原則を定めています。

【解説】

第1項では、良好な環境を維持し、より良くしていく際に、安全で健康な生活をおくることができ、かつ、文化的な生活を営むことができることの両立が必要であることを示しています。また、市民が恵まれた環境を享受できるようにすることは非常に重要なことであり、次の世代へ引き継いでいけるように行われなければならないことを示しています。

第2項では、持続可能な社会を実現するために、3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（ごみの再利用））の推進や、大気、水、土壌、その他の環境を良好に保つことが必要であることを示しています。

第3項では、持続的な発展が可能なまちを形成するためには、人と自然が共生できるまちづくりが必要であることを示しています。

第4項では、地球環境の保全是、それぞれの主体が、まず自分でできることを積極的に行って、その上で協力しながらより効果的な対策を行わなければならないことを示しています。

（市の責務）

第4条 市は、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国、大阪府及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等との協働の推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、環境の保全と創造に取り組む市の責務について規定しています。

【解説】

第1項では、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施することを規定しています。

第2項では、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国や大阪府、他の地方公共団体とも連携を図り市民及び事業者等と市が地域の環境についての現状と課題とを共有し、協働してその解決に取り組むことが必要であることを示しています

（市民の責務）

第5条 市民は、環境の保全のため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造について自ら取り組み、市が実施する施策に協力し、市及び事業者と協働する責務を有する。

【趣旨】

今日取り組むべき環境問題の多くは、事業者の事業活動のみならず市民の日常生活に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生しているともいわれています。このような問題の解決のためには、市民一人ひとりの取組がきわめて重要であり、特に市民一人ひとりがそのライフスタイルを環境への負荷のより少ないものに変革していくことが不可欠であることから、市民の責務として規定しています。

【解説】

第1項では、市民はその日常生活において、環境の保全のため、環境への負荷の低減に努めることが大切であることを規定しています。

第2項では、市民の責務は、自ら行うことに加え、市及び事業者と協働して環境の保全及び創造に取り組むことに加えて、市が実施する施策へ協力することなどを求めています。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全及び創造を図り、地球環境の保全に努める責務を有する。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努める責務を有する。
 - 3 事業者は、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 4 事業者は、廃棄物の発生抑制及び再生資源の利用等の環境への負荷の低減に努める責務を有する。
 - 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努め、市が実施する施策に協力し、市及び市民と協働する責務を有する。

【趣旨】

本条は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる低炭素社会、循環型社会の実現を目指すため、事業者においても事業活動全ての過程において環境の保全と創造に配慮することを責務として規定しています。

事業者は環境への負荷の量が一般市民の場合と比較して大きいため、一般の市民以上に自主的に環境への負荷の低減等に取り組むべきと考えられます。

また、事業者は市域において事業活動を行っている意味においては、市民の一員であり、利益追求のみならず、社会や地域に対して責任ある行動をとるとともに、豊かで質の高い地域社会の実現に向け積極的に社会貢献を果たすことが期待されています。

【解説】

第1項では、公害の防止、自然環境の保全と創造、地球環境の保全について、事業者が有する責務について規定しています。

第2項では、製造等の事業活動に係る製品等が消費者等により廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られること、廃棄物の減量等を図る等の観点から必要な措置について定めたものであり、例えば、過剰包装の見直し、修理・部品交換が容易で長期間利用可能な製品の開発など、その事業活動に係る製品等が廃棄されることが少なくなるように努めるべきであるという責務を規定しています。

第3項では、製造等の事業活動に係る製品等について、製造者の手を離れた後で廃棄される段階においても、製品が原因となる環境への負荷とならないように必要な措置をとることを事業者に対して求めています。

第4項では、ごみの発生抑制や再生品の利用など、環境へ配慮した事業活動の実施を求めています。

第5項では、基本理念にのっとり、市及び市民と協働して環境の保全と創造についての責務を規定しています。

(基本施策)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等により環境への負荷の低減を促進すること。
- (2) 住みよい安全で快適な美しいまちを実現するために生活環境の保全及び環境の美化を行うこと。
- (3) 市民の安全を確保するために公害の防止及び対策を行うこと。
- (4) 自然と豊かにふれあい、共生できる環境を保全及び創造し、それを継承すること。
- (5) 健全な経済の発展が図られ、環境と事業活動等との調和のもとで市の発展が持続されること。
- (6) 資源を維持しつつ活用するため、多様な主体による取組を促進すること。

【趣旨】

本条は、本条例に規定する「基本理念」を受け、環境の保全と創造に関する施策が、公害防止から自然環境の保護、環境教育、市民や事業者による自主的な活動の推進まで、その施策対象や手法が広範多岐にわたることから、施策の策定及び実施の方法について基本となる指針を規定したものです。

また、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造の各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならないことを規定しています。

【解説】

本条は、第3条の基本理念をもとに、環境の保全と創造に関する施策の策定、実施に当たっての基本的な指針について規定し、基本理念を具体化するための各施策の方向性をより明確にしたものです。

第1号では、循環型社会の構築や地球温暖化対策の推進等による環境負荷の低減に関して規定しています。

第2号では安全で快適な都市環境を創り出すため、環境美化の推進に関して規定しています。

第3号では、安全で快適な都市環境を創り出すため、公害の防止と対策に関して規定しています。

第4号では、自然環境の保全と創造や、人と自然の共生の実現に関して規定しています。

第5号では、環境に配慮した産業と経済の発展による地域の活性化が行われるようにすることを規定しています。

第6号では、市民の主体的な活動や、本市の特徴（資源）を活かした多様な主体の取組の促進について規定しています。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向性

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第14条に規定する環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続きとして、市に環境基本計画の策定を義務づけることを規定しています。

【解説】

第1項では、条例の規定に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、環境基本計画の策定を義務づけることを規定しています。

第2項では、条例に定められた広範多岐にわたる施策を、長期的視点から総合的かつ計画的に推進するため市が実施する環境の保全と創造に関する施策の目標や方向、その他必要な事項を定めることを規定しています。

第3項では、環境基本計画の円滑な推進を図るためには、市民、事業者等の自主的かつ積極的な取組みを促進することが必要であり、そのためには、環境基本計画を策定するにあたって、各主体の十分な理解と協力を得ておくことが重要であり環境基本計画を定めるにあたっての手続きとして、環境審議会の意見を聴かななければならないことを規定しています。

第4項では、環境基本計画の推進のためには、計画を公表し、市民、事業者に理解を得ておくことが重要となってきます。このため、環境基本計画を策定したときは、速やかに公表することを規定しています。

第5項では、環境基本計画を変更したときには、第3項及び第4項の規定に準用することを規定しています。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、市の環境の状況並びに環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、環境に関する状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策を公表することを市長に義務づけたものです。

【解説】

本条は、環境基本計画に基づく環境の状況や環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を市民及び事業者等に公表することによりこれらの施策に対する理解と認識を深めることを規定したものです。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、環境基本計画と市の施策とのかかわりあいを規定したものです。

【解説】

市が新たに環境に影響及ぼす可能性がある施策を策定、実施するに当たっては、環境基本計画と整合性を保つことにより、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(公共施設の整備等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備に当たっては、その計画的配置に努め環境への負荷の低減を図り、快適な環境の形成に資することとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用・廃棄物の減量等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市は、公共施設等の整備及び維持管理に関して快適な環境の形成に資することを規定しています。

【解説】

第1項では、市域の地域特性に合わせた計画的な配置に努めるとともに、環境へ負荷の低減を図ることにより、快適な環境の形成に資することとなるよう、必要な措置について規定しています。

第2項では、廃棄物の削減や、省エネルギーへの配慮など、市が、公共施設の建設及び維持管理を行う際の必要な措置について規定しています。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民及び事業者等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置に努めるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、市民や事業者による日常生活や経済活動に起因することが多く、市民、事業者等によって自発的に行われる環境の保全及び創造に関する活動が、効果的に実施されることが重要となっています。そこで、本条では、市がこれらの活動を促進するための必要な措置に努めることについて規定しています。

【解説】

環境についての自発的な活動を促進するために市は活動の自発性が損なわれない範囲で情報の提供、指導や助言などの必要な措置に努めることについて規定しています。

(環境教育の充実及び環境学習の推進と情報の提供)

第13条 市は、市民及び事業者等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民及び事業者等が自発的に行う環境に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境に関する必要な情報を市民及び事業者等に適切に提供するように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、環境教育の充実及び環境学習の推進について規定するとともに、市民、事業者等が必要な情報を入手できるよう、市が、環境の状況や環境保全活動の事例等の情報を収集し、提供することの必要性についても規定しています。

【解説】

第1項では、環境の保全と創造に関する活動等に関しての意欲を増進するために市は環境についての教育・学習の機会として環境教育講座等の開催など必要な措置を講ずることを規定したものです。

第2項では、各主体が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動及び教育等を促進するため、市は環境に関する情報については客観的で正確な情報の提供に努めることを規定したものです。

(環境審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条に基づき、門真市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

【趣旨】

環境基本法（平成5年法律第91号）第44条に基づき、市長の諮問機関として環境審議会を設置することを規定しています。

【解説】

第1項では、環境審議会を設置することについて規定しています。

第2項では、この審議会が検討する事項を示しています。

検討する事項としては、主として環境基本計画の作成や変更に関する事項（第1号）と、その他にも環境の保全及び創造に関する基本的事項（第2号）があることを規定しています。

第3項では、環境審議会は、審議会として市長に意見を述べることを規定したものです。

第4項では、環境審議会の組織及び運営に関しての細部の事項は別の規則で定めるということを規定しています。

(国、大阪府及び他の地方公共団体との協力等)

第15条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、大阪府及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

【趣旨】

環境基本法第40条の「国、及び地方公共団体の協力」に規定された国、大阪府及び地方公共団体の協力の必要性について規定しています。

【解説】

本条は、広範にわたる環境問題などに適切に対処していくためには、市に及ぼす環境への負荷の低減に努めることが必要ですが、広域的な取組を必要とするものについては一市町村だけではその対応が難しいことから、市としても国、大阪府及び他の地方公共団体と協力して、積極的に良好な環境の保全と創造の推進に努める必要があることを規定しています。

【用語説明】

- ・「環境」とは

環境といってもその概念が広いため、この条例では「自然環境」（大気、水、土壌等からなる環境）、「生活環境」（人の日々の生活に大きく関わっている空気、水、及び環境美化）及び「地球環境」（地球温暖化、生物多様性等）とします。

なお、「社会環境」は人と人（又は人と人の営み）に関わる問題であることから別の対策で考えることが適当と考え、本条例の対象とは考えていません。

- ・「保全」とは

環境を良好な状態に保持することを示しています。

- ・「創造」とは

より良い環境を創っていくことを示しています。

- ・「地球温暖化」とは

二酸化炭素などの温室効果ガスの増加等による人為的なものに起因する気候の変動のことを示しています。

具体的には、気温や水温の変化、海面上昇、降水量（あるいは降雪量）の変化やそのパターンの変化等が起こる可能性があると考えられています。

- ・「生物多様性」とは

多種多様な生物との共生を図り、豊かな自然を将来世代へと引き継ぐことです。

- ・「市」とは

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。

- ・「市民」とは

市内に在住し、在勤し、及び在学する人並びに市内で市民活動を行う人、団体をいいます。

- ・「事業者」とは

市内で反復継続して一定の行為を行うことを業務とする個人・法人をいいます。

必ずしも営利目的で事業を営む者に限らず、公益・公共事業を営む者も含まれます。

- ・「協働」とは

各主体の自発性や行動が尊重された考え方で、それぞれの思いや活動を尊重しながら共通する目的に向けて力を合わせることです。

3. 門真市環境基本条例（素案）検討経過

実施日	会議名等	主な内容
平成 24 年 8 月 9 日	第 1 回(仮称)門真市環境基本条例 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨説明 スケジュールについて
8 月 20 日	第 1 回(仮称)門真市環境基本条例 庁内ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨説明 スケジュールについて 関係項目の確認
8 月 21 日	第 1 回(仮称)門真市環境基本条例 市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨説明 スケジュールと概要 まちの将来像について
9 月 14 日	第 2 回(仮称)門真市環境基本条例 庁内ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 関係項目の確認 第 1 回市民ワークショップの結果報告 (仮称)門真市環境基本条例骨子構成素案について
9 月 20 日	第 2 回(仮称)門真市環境基本条例 市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> まちあるき まちを歩いて感じたこと、発見したこと の共有
10 月 5 日	第 3 回(仮称)門真市環境基本条例 庁内ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回市民ワークショップの結果報告 庁内確認状況について (仮称)門真市環境基本条例骨子構成素案について
10 月 11 日	第 3 回(仮称)門真市環境基本条例 市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> 経過共有 (仮称)門真市環境基本条例骨子構成素案について これからの「かどまのまち」の環境の ために、わたし自身が取り組むこと
10 月 25 日	第 4 回(仮称)門真市環境基本条例 市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)門真市環境基本条例骨子構成素案について確認 環境基本条例制定後について (仮称)門真市環境基本条例素案の報告
11 月 7 日	第 2 回(仮称)門真市環境基本条例 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)門真市環境基本条例素案につい て パブリックコメントについて
11 月 22 日	第 3 回(仮称)門真市環境基本条例 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)門真市環境基本条例素案につい て
11 月 29 日	第 4 回(仮称)門真市環境基本条例 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)門真市環境基本条例素案につい て
12 月 27 日	第 5 回(仮称)門真市環境基本条例 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)門真市環境基本条例素案につい て